

諮問日：令和4年6月20日（令和4年度（情）諮問第8号）

答申日：令和4年11月24日（令和4年度（情）答申第25号）

件名：大阪地方裁判所における執行事件等で提出された鑑定評価基準で定められている開発法を採用している任意の不動産鑑定評価書の不開示判断（開示対象外）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

大阪地方裁判所の民事部で実際に行われている又は過去に行われた執行事件や民事訴訟事件等で使う資料として提出された不動産鑑定評価書のうち、鑑定評価基準で定められている開発法を採用している任意の1通（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、大阪地方裁判所長が、本件開示申出文書は司法行政文書の開示手続の対象とならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、大阪地方裁判所長が令和4年3月25日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3（令和4年7月1日改正前の取扱要綱記第11の4）に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

不開示通知の中の「1 開示しないこととした司法行政文書の名称等」に3行分記載があるが、これは私が手書きで記した文書とは異なるかと思われます。この点、私は控えをとっていなかったため、特定月に、原本の写しを大阪地方裁判所に手紙で求めましたが、特定月日現在、連絡などはありません。

最高裁判所においては、大阪地方裁判所に問い合わせを行い、原本を取り寄せ正しい判断を求めます。仮に、民事部と特定していれば、別の論点になりま

すが、そうでなければ、文中記載の「民事執行事件等」の「等」の中には、競売も含むと考えます。その競売のための書類は、取扱要綱記第1の「裁判所の職員が職務上取得した司法行政事務に関する文書であって、裁判所の職員が組織的に用いるもの」であります。この定義に当てはまらない懸念があるのは、推測するに、「司法行政事務」ではないとのことかと思われませんが、当該書類は、例として国有財産を競争入札するために参考価格を算出する各地方財務局が行っている不動産鑑定と何ら変わるところがありません。従って「司法行政事務」には疑いがないと考えます。また、名古屋地方裁判所に競売前提で情報開示請求を行っているところ特定月日付けで「文書の探索及び精査に時間を要しているために、30日以内に開示又は不開示の通知をすることができない」旨の連絡があるため名古屋地方裁判所は、当該文書が司法行政文書であると認識していることとなっています。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出書記載の記1「司法行政文書の名称等」の開示申出の内容は、特定年月日付け電話聴取書により第1の開示申出の内容どおり補正されている。
- 2 司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書とは、取扱要綱記第1において、「裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいう。」と定められている。そして、司法行政文書には、裁判事務に関する文書は含まれない。
- 3 苦情申出人は、「民事執行事件等」の「等」には、「競売」も含むものであり、国有財産を競争入札するために参考価格を算出する各地方財務局が行っている不動産鑑定と何ら変わるところがないことから、競売のための書類は、司法行政文書であることに疑いがない旨主張しているものと解される。

しかし、苦情申出人が開示を求める司法行政文書は第1のとおりであって、競売（競争入札）に関する文書を含む旨が明示されているものではない上、「

執行事件や民事訴訟事件等で使う資料として提出された不動産鑑定評価書」との申出内容における「等」の記載位置を踏まえると、「不動産競売事件を含む民事事件の手続の中で提出された不動産鑑定評価書」の開示を求めているものと解することが相当であり、本件開示申出に係る文書は、裁判事務に関する文書に該当するものである。

- 4 なお、苦情申出人は、別の裁判所に対して同じ内容で司法行政文書開示申出を行っているところ、「文書の探索及び精査に時間を要しているため、30日以内に開示又は不開示の通知をすることができない」旨の連絡があったことから、同裁判所が、開示を求めた文書を司法行政文書であると認識している旨主張するが、他の裁判所における検討内容は、原判断庁において本件開示申出に係る文書を司法行政文書として保有していることを裏付けるものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------------|
| ① | 令和4年6月20日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年10月14日 | 審議 |
| ④ | 同年11月18日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 取扱要綱によれば、司法行政文書の開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものとされ、司法行政文書には、裁判事務に関する文書に該当するものは含まれない。

そこで検討すると、本件開示申出書の記載及び大阪地方裁判所職員の苦情申出人への電話による確認結果（以下「本件電話確認結果」という。）を踏まえれば、本件開示申出文書は、不動産競売事件を含む民事事件の手続の中で提出

された不動産鑑定評価書のうち、鑑定評価基準で定められている開発法を採用しているものと解するのが相当である。したがって、本件開示申出に係る文書は、裁判事務に関する文書に該当するとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容は不合理とはいえない。

苦情申出人は、「民事執行事件等」の「等」には、「競売」も含むものであり、国有財産を競争入札するために参考価格を算出する各地方財務局が行っている不動産鑑定と何ら変わるところがないと主張するが、独自の見解であり、また、別の裁判所に対する司法行政文書の開示申出における当該裁判所の対応を指摘し、当該裁判所の対応をもって本件開示申出文書が司法行政文書である旨主張するが、別の裁判所の対応が原判断庁において本件開示申出に係る文書を司法行政文書として保有していることを裏付けるものではないから、いずれの主張も本件開示申出文書に関する上記判断を左右するものではない。したがって、苦情申出人の上記主張を採用することはできない。

よって、本件開示申出文書は、裁判事務に関する文書であって司法行政文書には該当しないから、司法行政文書の開示手続の対象とならない。

なお、苦情申出人は、不開示通知書に記載された本件開示申出の記載が本件開示申出書の記載と異なっている旨主張するが、本件電話確認結果により補正された本件開示申出に係る原判断庁の整理は、本件電話確認結果の内容及び補正の経緯に照らして合理的である。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書は司法行政文書の開示手続の対象とならないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子